

# 広報つきがた

第 10 号

昭和 45 年 9 月

発行

月 瀧 村 役 場

人口動態	8月31日 現在	8月中の移動	
	世帯数 782	人口総数 3,970	出生 4 転入 6
	(男 1,914 女 2,056)		死亡 1 転出 7



## 収穫の秋

—9月のこよみ—			
1日	210日開東大震災	20日	彼岸入り
15日	敬老の日	23日	秋分の日
15日	15夜	26日	彼岸明け

### 秋の全国交通安全運動

◎ こどもと老人の事故、飲酒運転および無謀運転による事故の絶滅を重点目標とする。昭和四十五年、秋の全国交通安全運動実施要綱が決まり、左記によって実施されます。

目的 この運動は歩行者、運転者の雇主その他道路交通に関係のあるすべての者に交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

期間 十月六日(内)から十月十五日(休)までの十日間  
主催 新潟県、県交通安全対策連絡協議会、市町村  
重点目標

(一) 歩行者とくにとどもと老人の事故防止に関する事項  
ア 幼児および小学校低学年児童に対するとび出し事故防止のための安全の確保と保護者に対する教育  
イ 小学生および中学生に対する自転車整備点検と安全な乗り方の指導

ウ 通学通園路およびこどもの遊び場付近等における安全施設等の再点検  
エ 交通環境の変化により事故多発の傾向にある地域における歩行者、とくに老人に対する安全の確保

(二) 飲酒運転事故の防止に関する事項  
八月二十日より飲酒運転がいつさい禁止されるなど飲酒運転

に関する規制および罰則が強化され、この運動期間中も特に重点をおいて交通の取締り等が強化されます。

ア 飲酒運転の取締りと酒類提供業者に対する指導  
イ 職場における運転免許所持者に対する管理および指導  
ウ 飲酒運転の誘因となる慣行の排除のための地域活動と家庭内広報

無謀運転事故の防止に関する事項  
ア 信号無視・速度違反・追越違反・過積載等の無謀な運転に対する指導および取締り  
以上の実施要綱に基づいて本村もこの運動を推進します。各家庭もこの運動を理解して交通事故防止に協力をお願いします。

バスを  
通して下さい  
―バス路線の新設を陳性の―

中之口村及び月瀧村の村長・村議会議員・部落総代表者は、去る八月四日新潟交通本社を訪問しバス路線新設を陳情した。  
バス路線は白根―木滑―東長島―糸郷屋―中組―観音を経て県道加茂巻線に接続し巻町に至る路線です。  
高度経済成長時代にバスの通らない区域を解消し、住民の交通の便を図るため是非共バス路線新設の実現を図りましょう。